

公募型プロポーザルに係る手続説明書

1. 公告日

平成 29 年 12 月 22 日

2. 工事の名称

平成 29 年度 胡瓜選果施設整備事業

当麻農業協同組合 胡瓜選別施設 新設工事

3. 本工事の目的

当農業協同組合では、胡瓜の生産振興に力を入れているが、より高品質な胡瓜の生産・出荷による有利販売と、出荷・選別作業をはじめとする生産者の労力およびコスト低減を目的として、胡瓜の集荷・選別・出荷作業に供するプラントを新設整備する。

4. 技術提案を求めるテーマ

本工事の実施に当たっては、別途定める要求水準書に基づきプラントの設計をおこなうほか、特に以下のテーマにおいてより高い水準を持つ技術提案を求める。

- (1) 高品質かつ食の安全・安心を確保できる胡瓜の選別をおこなえる施設
- (2) 作業性・安全性・衛生面および設備維持管理への配慮を高めた施設
- (3) 他の同種の施設にない新機能・新技術など、斬新さや独創性を有し、当該施設および当麻農業の取り組みを広く発信できる施設

5. 手続説明書に関する質疑

本手続説明書についての質疑がある場合は、以下のとおり受け付ける。なお、本手続説明書に関する説明会は実施しない。

(1) 受領期間

平成 29 年 12 月 22 日から平成 30 年 1 月 25 日

土日祝祭日を除く毎日 9 時から 17 時まで。

(2) 提出場所

当麻農業協同組合 営農部 施設園芸課 担当：課長 新保 克自
課長 大平 和義

(3) 様式

任意とする。

(4) 質問に対する回答

提出された質疑については、平成 29 年 12 月 22 日以降、各社にメールにて回答する。

ただし、意見の表明と解されるもの等、内容によっては回答しない場合がある。

6. 参加資格の確認等

本プロポーザルの参加希望者は、公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告 2. に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり公募型プロポーザル参加資格申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに公募型プロポーザル参加資格申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提出期間

平成 29 年 12 月 22 日（金）から平成 30 年 1 月 25 日（木）まで
土日祝祭日を除く毎日、9 時から 17 時まで。

(2) 提出場所

当麻農業協同組合 営農部 施設園芸課 担当：課長 新保 克自
課長 大平 和義

(3) 提出方法

申請書の提出は、提出場所へ持参することによりおこなうものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 参加資格確認通知

平成 30 年 1 月 29 日（月）までに、書面（FAX 送信）をもって通知する。原本は郵送とする。

(5) 申請書の作成

申請書は、公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告 2. に沿って、別紙「様式 1」により作成すること。申請書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

ア. 会社概要（※コピー可）

直近年度のもので、会社概要がわかるもの（商業登記簿謄本、業務報告書等）

イ. 建設業許可通知書（写）（※施設種類によって、建設、機械器具設置、管など）

申請日現在の許可状況と一致する通知書の写し、または許可証明書の写し

ウ. 工事経歴書（直近 3 か年間分）

経営審査申請書に添付した工事経歴書の写しを添付

エ. 技術職員名簿

直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員名簿

オ. 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（直近 3 か年間分）

カ. 民事再生および会社更生の手続き経歴確認書 別紙「様式 2」

キ. 連絡先および担当者通知書 別紙「様式 3」

住所、電話・FAX 番号および担当者氏名等記載

ク. 申立書 別紙「様式 4」

(6) その他

- ア. 申請書および資料の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ. 施工管理担当者は、提出された申請書および資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ. 提出された申請書および資料は返却しない。
- エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替えおよび再提出は認めない。
- オ. 申請書類はA4 ファイル綴じとする。

7. プロポーザル参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

参加資格が無いと認められた者は、施主に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限

平成 30 年 1 月 30 日（火）12 時

(2) 提出場所

当麻農業協同組合 営農部 施設園芸課 担当：課長 新保 克自
課長 大平 和義

(3) 提出方法

書面は持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 理由の説明

受付窓口は、説明を求められたときは、平成 30 年 1 月 31 日（水）までに説明を求めた者に対し書面（FAX 送信）をもって回答する。

8. 現場説明会の実施

希望する公募者に対し、個別に以下のとおり実施する。

(1) 実施期間

平成 29 年 12 月 22 日（金）から平成 30 年 2 月 20 日まで

希望する公募者については、手続開始の広告に示す担当者へご連絡下さい。

日時については随時調整致します。

(2) 実施場所

当麻農業組合胡瓜選別施設（既存施設）
(上川郡当麻町中央 7-2 区)

9. 要求水準書に対する質問

要求水準書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問がない場合においても次のとおり、「ない」旨の書面提出をおこなうこととする。

(1) 受領期間

平成 30 年 2 月 13 日（火）12 時まで。

(2) 提出方法

書面（FAX もしくは電子メール送信）をもって提出する。

(3) 提出先

ホクレン農業協同組合連合会 旭川支所 施設資材課

（FAX：0166-23-9082 電子メールアドレス：08sisetusizai@hokuren.jp）

(4) 質問に対する回答

平成 30 年 1 月 29 日（月）以降隨時、書面（電子メールもしくは FAX 送信）により回答する。

10. 技術提案書の提出日時、場所および方法

(1) 提出期限

平成 30 年 2 月 20 日（火）17 時まで

(2) 提出先

ホクレン農業協同組合連合会 旭川支所 施設資材課

施工管理担当者 主幹 長沢 誠

主査 尾崎 光宏

(3) 方 法

上記場所に持参のこと。

(4) 提出書類等

以下のとおりとする。ただし、「ア. 技術提案書」「イ. 誓約書」以外については、施主より送付された資格審査通知書に記載の応募者番号のみを記載し、会社名・住所・マーク（社章）その他会社名の特定が可能な事項の記載はおこなわないこと。

ア. 技術提案書 1 部（様式 5）

イ. 誓約書 1 部（様式 6）

ウ. 事業計画に関する提案書 1 部（様式 7）

事業全体に関するポイントとなる点を要点として記載すること。

エ. 提案価格書 1 部（様式 8）

要求水準書の記載に応じて作成すること。

オ. 仕様書 2 部（様式任意）

機器仕様書、平面機械配置図、ランニングコスト試算資料（電気・機械設備メンテナンス）、納入実績表（青果物選果施設）、アフターサービス体制図、工事工程表、その他付帯説明資料

11. 技術提案書の審査

(1) 審査体制

本工事の優先交渉権者の選定に当たり、本工事に係る契約の相手方を適正に選出するため、「当麻農協胡瓜選別施設新設工事プロポーザル選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置しておこなう。

審査委員会は、当麻農業協同組合理事兼務参事を委員長とし、委員は委員長が選任する者で組織する。また、審査委員会の庶務を遂行するため、当麻農業協同組合施設園芸課内に事務局を置く。

(2) 審査方法

技術提案書に基づく審査は2段階に分けて実施する。各審査における詳細は、審査委員会で定める当麻農協胡瓜選別施設新設工事公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）による。

ア. 第1段階審査

事務局および施工管理担当者により、要求水準書に定める基本的条件および定量的事項（予定価格）を満たしているかどうかの審査をおこなう。条件を満たしていない場合は失格とし、第2段階審査はおこなわない。

ただし、第1段階審査において応募全社が条件を満たしていない場合は、要求水準書の再検討を行った上で、技術提案書の再提出を求めることがある。

その場合の審査日程は別途各社に通知する。

第1段階審査の審査結果は、平成30年2月26日（月）までに各社に通知する。

イ. 第2段階審査

第1段階審査を通過した提案について、審査委員会により事業計画や収益性、工事実施の確実性等の定性的事項について総合的に評価、審査をおこなう。

なお、提案内容の審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、および応募者に対するヒアリングを実施する。

プレゼンテーション、ヒアリング日時は平成30年3月5日（月）を予定。詳細日時は、第1段階審査結果通知書にて通知する。

12. 優先交渉権者の決定

審査委員会は、審査基準に基づき最も優れた提案をおこなった応募者を最優秀応募提案者として選定する。施主は、審査委員会において選定された最優秀応募者を優先交渉権者として決定する。

優先交渉権者の決定は、平成30年3月7日（水）までに各社に通知する。

13. 優先交渉権者の選定をしない場合

優先交渉権者の募集および選定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も費用負担の縮減が見込めない等の理由により本工事を実施することが適当でないと

判断された場合は、優先交渉権者の選定をおこなわず、その旨を公表する。

14. 第2段階審査参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

第1段階審査において失格となった者については、施工管理担当者に対して失格となった理由について、次の通り書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限

平成30年2月28日（水）12時

(2) 提出場所

ホクレン農業協同組合連合会 旭川支所 施設資材課 主幹 長沢 誠
同 主査 尾崎 光宏

(3) 提出方法

書面は持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 理由の説明

施工管理担当者は、説明を求められたときは、平成30年3月1日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

15. 優先交渉権者の資格がないと認めた者に対する理由の説明

第2段階審査において失格となった者については、施工管理担当者に対して失格となった理由について、次の通り書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限

平成30年3月8日（木）12時

(2) 提出場所

ホクレン農業協同組合連合会 旭川支所 施設資材課 主幹 長沢 誠
同 主査 尾崎 光宏

(3) 提出方法

書面は持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 理由の説明

施工管理担当者は、説明を求められたときは、平成30年3月8日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

16. 契約の締結

- (1) 本工事は、施工管理を含め、施主代行をホクレン農業協同組合連合会および全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）に委託しておこなう。
- (2) 優先交渉権者は、施主との間で、技術提案書の内容に基づき、詳細仕様、工事金額など、契約事務に必要な事項の確定に向けた協議をおこなう。
- (3) 協議が整い次第、優先交渉権者は施工業者として、全農所定の工事指図書（工事請負契約書添付）、工事受注確認書、別紙の「談合等不正行為があった場合の違約金等」に関する特約事項により、全農と契約する。
- (4) 優先交渉権者決定後18日以内に契約に向けた協議が整わない場合、優先交渉権者が失

格事項に該当した場合、優先交渉権者が暴力団の関係者であることが判明した場合は、当該優先交渉権者は失格とし、次順位応募提案者を交渉権者とする。

(5) 施工業者は全農の系統建設工事総合補償制度等に加入すること。系統建設工事総合補償制度の保険料は工事金額（税込）に別表による料率を乗じて算出する。なお、労災保険等工事に必要な保険の付保については、労働者災害補償保険法に基づき、受注者において加入すること。

17. 工期

施工業者は、以下に示す工期内に、契約に基づく胡瓜選別施設新設工事を完成し、施主に對して引渡をおこなう。

着工：平成30年4月2日

完成：平成31年2月21日

引渡：平成31年2月28日

18. 支払条件

完成引渡後一括支払とする。

19. 工事の内容

- (1) 工事範囲については、本手続説明書、要求水準書、関係図書および質疑応答における指示事項の範囲とする。
- (2) 以下の各工事については別途工事とする。
ア. _____なし
- (3) 建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続は、一切請負業者の負担でおこなう。

20. 工事記録等

(1) 月報

日報をとりまとめ、工事記録写真を添えた月報を2部提出する。

(2) 写真

添付資料に示す「工事記録写真の撮影手順」に沿って撮影し、アルバムに収め、2部提出する。

(3) その他

施工管理担当者の指示による。

21. 保安・環境対策等

近隣の居住者および所有者への保安および振動・騒音には、十分な対策を講じて工事をおこなう。もし、これらに関する注意および苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

22. 産業財産権の保証

- (1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主および代行者の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。
- (2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来にわたって施設が使用可能な状態を維持すること。
- (3) 上記の内容を厳守することを誓約書として入札参加時に提出すること。(別紙「様式5」)

23. 情報処理プログラムの取扱

- (1) OS やデータベースソフトなど一般に販売されているプログラムを除き、当施設を運営するために作成された制御または情報処理用プログラムの仕様およびシーケンサープログラムに関する仕様とラダー図については、すべて施主および代理者に公開し読み取りが容易な仕様書として提出すること。
- (2) 将来、施主が当施設について改修や機能向上をおこなうにあたり制御または情報処理用プログラムの改造を伴う場合、施主はプログラムの変更削除その他改変が可能であることとし、この場合施行者は著作権等に関する主張をおこなわないこと。

24. 談合情報に対する対応

- (1) 公募実施に関して談合情報があった場合は、審査の延期、事情聴取、誓約書の徵取および工事費内訳書の徵取ならびに公正取引委員会への通報をおこなうことがある。
- (2) 談合の疑いがあると認められるときは、審査を取りやめことがある。
- (3) 契約締結後に談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (4) 審査完了が公表されるまでの間、施主および施工管理担当者に対する本件に関する面談または電話等は一切認めない。ただし、受注済みの別件工事等に関する連絡等、特に用件がある場合は事前に申し出、承認を得ることとする。

25. その他

- (1) 仮設物費に関する事項
電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者の負担とする。
- (2) 著作権および技術提案書等の取扱について
 - ア. 技術提案書等の応募書類は返却しない。
 - イ. 技術提案書等の著作権は施主に帰属しないが、この事業に関して必要と認めるときは施主はこれを無償で使用できるものとする。
 - ウ. 技術提案書等の非公開を求める場合には、その旨を技術提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。また、非公開を希望した場合においても、「非公開を希望した旨」は公開する。